大阪市告示第1530号

大阪市住居表示条例（昭和40年大阪市条例第４号）第２条の規定に基づき、平野区における街区の区域変更を次のとおり行う。

令和８年11月16日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　街区の区域変更

長吉長原東二丁目４番街区を廃し、同３番街区を変更する。

（別図のとおり）

２　実施期日

告示の日

（平野区役所住民情報課）